

# 仕 様 書

## 1 名称

令和5年度市立高校生結核検診業務

## 2 検査対象者

- A 市立高等学校第1学年全員  
(高等支援学校第1学年、支援学校高等部第1学年、中等教育学校第4学年を含む)
- B 結核高まん延国からの転入者(注1 学年問わず全員)
- C 海外からの短期転入者(注2 学年問わず全員)

(注1)

《結核高まん延国からの転入者とは》

「高まん延国・地域に6ヶ月以上の滞在歴がある生徒」とし、該当生徒全員に胸部X線撮影の検査を実施する。

(注2)

《海外からの短期転入者とは》

海外での居住歴が6ヵ月以上であり、

「通学するが、学校に在籍しない児童生徒」または

「学校に在籍するが、11月中旬までに海外へ転出する生徒」とし、希望者全員に胸部X線撮影の検査を実施する。

※なお、検診日程が変更となり、委託者より上記定義の変更の依頼があった場合は、応じること。

## 3 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 4 実施方法

### 2-Aを对象とした実施方法

- (1) 「高等学校健康診断日程表」(別紙1)のとおり、各学校においてX線胸部撮影検査を行う。

- (2) やむを得ない事情により（別紙1）の日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定する。
- (3) 学校所在地は「学校所在地一覧」（別紙2）のとおり。
- (4) (1)の結果、所見がある者（2次検査対象者）には、受託者の検診施設にて再度X線胸部撮影もしくはCT検査、あるいはその両方による2次検査を行う。

#### 2-B及びCを対象とした実施方法

- (1) 委託者が別途該当者を連絡するので、受託者の検診施設にてX線胸部撮影検査による検査を行う。
- (2) (1)の結果、所見がある者（2次検査対象者）には、受託者の検診施設にて再度X線胸部撮影もしくはCT検査、あるいはその両方による2次検査を行う。

#### 《参考》

##### 2-A

令和5年度検査対象者見込 2,270人

2次検査対象者見込 5人（過去3年間の平均）

##### 2-B、C

令和3年度実績 0人

## 5 検査手順・結果報告

#### 2-Aを対象とした検査手順・結果報告

- (1) 各校での検診実施日の原則、1週間前までに委託者から受託者へ検査対象者名簿（Excel）を提供する。受託者は検査対象者名簿を元に「結核検診台帳」（参考：別紙3）を作成し、検診実施日に学校へ持参する。
- (2) 検診車により各学校でX線胸部撮影検査を実施する。
- (3) 検査者はマスクを着用し、事前に手指の消毒を行う。検査中は、適宜手指や検査機器等を消毒し、検診車は車内の温度を適正に保つとともに十分に換気すること。
- (4) （別紙3）にX線フィルム（ファイル）番号を記録し、検査終了後学校へ提出する。
- (5) 上記の検査結果は、以下のものを学校単位でまとめ、各校の検査実施日から3週間以内に委託者へ提出する。なお、学校が使用する様式においては、2次検査を「精密検査」と表記すること。

《学校用》

下記①～④を封筒に入れ、封筒表書きには学校名を記入

①（別紙3）※所見があった者は所見欄に記入

②「定期結核検診成績表」（参考：別紙4）

③「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の規定に基づく定期健康診断実施報告書」（別紙5）※2部

④それぞれの結果に応じた通知（学校長あて・保護者あて）

※雛形は契約締結後に委託者から交付。

《委託者用》

学校用のうち、①～③の写し

- (6) 各学校での検診で所見があった者については、委託者と協議の上2次検査受診期間を設定し、受託者施設で2次検査を実施する。  
2次検査結果は、上記(4)に加え「結果のお知らせ」（参考：別紙6）を作成し、速やかに委託者へ渡す。
- (7) 2次検査の結果医療機関の受診を勧める場合等、必要に応じて一次検査及び2次検査での撮影データを、委託者へ送付する。

**2-B及びCを対象とした検査手順・結果報告**

- (1) 委託者が検査対象者名簿（紙媒体）を作成し、11月までの毎月末までに受託者へ提供する。その後委託者と協議の上受診期間を設定し、受託者施設にて検査を実施する。
- (2) 受託者施設での検診結果は、**2-Aを対象とした検査手順・結果報告** (5)に加え「結果のお知らせ」（参考：別紙6）を作成し、速やかに委託者へ渡す。

**6 未検者のフォロー**

委託者と協議の上、2-Aの未検者及び2-A～Cの2次検査未検者を対象としたフォロー検査期間を設定し、受託者施設にて検査を実施する。

※令和4年度フォロー期間（参考）7月25日～8月19日

## 7 共通事項

- (1) X線撮影は診療放射線技師または医師が行い、同検査の所見確認は医師が行うこと。
- (2) 受託者施設において実施するX線撮影方法（下記別表）やCT検査の要否の判断が必要になった場合には、その判断は医師が行うこと。
- (3) X線撮影はフィルム撮影・デジタル撮影どちらも可とするが、本業務履行にあたっては精度差異が生じないように下記例のように統一を図ること。  
各学校での検診・・・フィルム（間接）／デジタルのどちらかで統一  
受託者施設での検診・・・フィルム（直接）／デジタルのどちらかで統一
- (4) 契約締結後、業務内容全般（各校での検診の流れ、受検者の服装注意点等）について速やかに委託者と協議・確認を行うこと。

### 別表

受託者施設において実施する胸部 X 線撮影方法
大角 1 方向
大角 2 方向
大角 3 方向

## 8 完了届

- (1) 全検査終了後、完了届に全校集計版の結核検診成績表（学校別・学年別・男女別がわかるようにすること）を添付し、委託者へ提出する。
- (2) 全ての検診結果が入力された台帳（Excel）を、委託者へ提出すること。

## 9 その他

- (1) 5-(5)-④様式、通知用封筒は契約締結後に委託者から受託者へ提供する。
- (2) 学校又は委託者からやむを得ない都合により検査実施日変更の申し入れがあった場合は、委託者を含め日程調整に応じること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

## 10 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 岩城  
札幌市中央区北 2 条西 2 丁目STV北 2 条ビル  
TEL011-211-3841／FAX011-211-3834